

(* H27年7月家賃分以降の取り扱い H29年6月修正)

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金事業のご案内～



※ぐらっとホーム世田谷は、世田谷区から委託を受け、世田谷区社会福祉協議会が運営しています。

目 次

- 1 住居確保給付金とは……………P.1
- 2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります……………P.1
- 3 住居確保給付金額……………P.2
- 4 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は……………P.2
- 5 住居確保給付金の受給までの生活費が必要な方は……………P.3
- 6 住居確保給付金の申請をするために必要なもの……………P.3
- 7 住居確保給付金の申請から決定まで
 - (1)住宅を喪失するおそれのある方の場合……………P.4
 - (2)住宅を喪失している方の場合……………P.5
- 8 住居確保給付金受給中の義務……………P.7
- 9 受給中に常用就職した場合には届出が必要です……………P.7
- 10 住居確保給付金額の変更について……………P.7
- 11 住居確保給付金を中止する場合があります……………P.8
- 12 住居確保給付金を返還していただく場合があります……………P.8



1 住居確保給付金とは

過去2年以内に離職された65歳未満の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

○支給額：下記を上限として、家賃の実費分又は家賃の一部について支給します

世田谷区 単身世帯：53,700円

2人世帯：64,000円

3人以上世帯：69,800円

○支給期間：3ヶ月を限度に、2回まで延長できる場合があります

○支給方法：住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振込みます

2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- (2) 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること
- (3) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- (4) 原則として収入のない方、又は申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の金額以下であること（離職等により申請日の属する月の翌月から次の金額以下に該当する事実を証明することが可能な方も対象）

○単身世帯：8.4万円に家賃額（上限額53,700円）を加算した額未満

○2人世帯：13万円に家賃額（上限額64,000円）を加算した額未満

○3人世帯：17.2万円に家賃額（上限額69,800円）を加算した額未満

○4人世帯：21.4万円に家賃額（上限額69,800円）を加算した額未満

*5人以上の世帯の方は、ご相談ください。*雇用保険制度の失業給付は収入に含まれます

- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金および現金）の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下であること

○単身世帯：50.4万円（8.4万円×6）

○2人世帯：78万円（13万円×6）

○3人以上世帯：100万円以下

- (6) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- (7) 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと
 ※生活保護を受給している方は対象外となります。

3 住居確保給付金額

単身世帯	<p>○月収8.4万円以下の方の住居確保給付金は家賃額(上限額53,700円)となります。</p> <p>○月収8.4万円を超え13.8万円未満の方は次の計算式により算出された額となります。</p> <p>◆住居確保給付金額＝家賃(上限額53,700円)－(月収－8.4万円)</p>
2人世帯	<p>○月収13万円以下の方の住居確保給付金は家賃額(上限額64,000円)となります。</p> <p>○月収13万円を超え19.4万円未満の方は次の計算式により算出された額となります。</p> <p>◆住居確保給付金額＝家賃(上限額64,000円)－(月収－13万円)</p>
3人世帯	<p>○月収17.2万円以下の方の住居確保給付金は家賃額(上限額69,800円)となります。</p> <p>○月収17.2万円を超え24.2万円未満の方は次の計算式により算出された額となります。</p> <p>◆住居確保給付金額＝家賃(上限額69,800円)－(月収－17.2万円)</p>

4 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」の負担が困難な方や、住居確保給付金の受給期間中の生活費が必要な方を対象とした、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」制度があります。貸付には貸付対象世帯や利用条件があります。

(※貸付には、審査があります。)[ぷらっとホーム世田谷で相談受付しています。]

■生活福祉資金（総合支援資金）とは

自らの就労収入によって6ヶ月以上生計を維持しており、その仕事を離職または減収となってから2年以内の65歳未満の方を対象とします。資金貸付を行うことで自立した生活を営めること、他の公的給付または公的な貸付を受けることができないこと、などの貸付条件があります。

【貸付の内容】

- ・生活支援費 : 2人以上世帯/月20万円以内 (単身15万円以内)
- ・住宅入居費 : 40万円以内
- ・一時生活再建費 : 60万円以内

※貸付利子: 連帯保証人を立てる場合は無利子(連帯保証人を立てない場合は年1.5%)

5 住居確保給付金の受給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失しており、住居確保給付金を受けるまでの生活費が必要な方を対象とした、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸付」制度があります。（※貸付には審査があります。）〔ぷらっとホーム世田谷で相談受付しています。〕

■臨時特例つなぎ資金貸付とは

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付を行います。
（10万円以内） ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

6 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

○ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

<添付書類>

(1) 本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（+住所を確認できるもの）、
各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等の写し

(2) 離職関係書類

離職後2年以内であることが確認できる書類の写し

（離職票等がない場合は、「離職状況等に関する申立書」及び給与振込が一定の時期から絶えている通帳など、離職者であることが確認できる何らかの書類）

(3) 収入関係書類

本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

本人及び生計を一にしている同居親族の金融機関の通帳等



7 住居確保給付金の申請から決定まで

(1) 住宅を喪失するおそれのある方の場合

①申請

- 添付書類を添えて、申請書を「ぷらっとホーム世田谷」に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

②求職申込み

- 公共職業安定所（渋谷、就職サポートコーナーきぬた）にて求職申込みを行っていたとき、求職受付票（ハローワークカード）の写しを「ぷらっとホーム世田谷」に提出します。

③貸主との調整

- 貸主又は貸主から委託を受けた事業者から「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受け、賃貸借契約書の写しを添付のうえ「ぷらっとホーム世田谷」に提出していただきます。

④住居確保給付金の審査、支給決定

- 審査の結果、申請内容が適正であると認められる場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が「ぷらっとホーム世田谷」窓口で交付されます。
- 「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 支給が認められた場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されますので、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを「ぷらっとホーム世田谷」より不動産媒介業者等に通知します。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に不支給となった旨を「ぷらっとホーム世田谷」より通知します。

※住居確保給付金期間中の生活費が必要な方は、P.2 を参照

(2) 住宅を喪失している方の場合

①申請

- 添付書類を添えて、申請書を「ぷらっとホーム世田谷」に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住居に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

※本給付の支給開始までの生活費が必要な方は、P.3を参照

②求職申込み

- 公共職業安定所（渋谷、就職サポートコーナーきぬた）にて求職申込みを行っていたとき、求職受付票（ハローワークカード）の写しを「ぷらっとホーム世田谷」に提出します。

③住宅確保

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、本給付の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保していただきます。
- 家賃の額が単身世帯の場合で53,700円、2人世帯の場合で64,000円、3人以上世帯の場合で69,800円以下の住宅でないと、住居確保給付金の対象になりません。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受け、「ぷらっとホーム世田谷」に提出します。

④住居確保給付金の審査

- 申請内容が適正であると判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が「ぷらっとホーム世田谷」より交付されます。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に賃貸借契約を締結できない旨を連絡していただきます。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」、「常用就職届」の用紙が配布されます。

※ 敷金、礼金等の初期費用の捻出が困難な方、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、P.2を参照

⑤賃貸借契約

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結していただきます。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示していただきます。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
- なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約と考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とする不動産媒介業者等もあると考えられます。
- 社会福祉協議会の総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを「ぷらっとホーム世田谷」に提出していただきます。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が業者に振り込まれます。その時点をもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、業者との間で入居に関する手続きを行っていただきます。

⑥住宅確保後

- 住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住宅確保報告書」を「ぷらっとホーム世田谷」に提出します。

⑦支給決定

- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。また、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを不動産媒介業者等に対して、「ぷらっとホーム世田谷」から提出します。



8 住居確保給付金受給中の義務

- 支給期間中は、「ぷらっとホーム世田谷」が策定する支援プランに基づき、公共職業安定所の利用、「ぷらっとホーム世田谷」の就労支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます（給付金支給の延長の要件にもなります）。
- 月2回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者からの確認印を受け、職業相談内容を自ら記入していただきます。
- 週1回（月4回）以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受け、その就職活動の状況を「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」に記入していただきます。
- 月4回以上、「ぷらっとホーム世田谷」の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、求人先への応募又は求人先の面接等の就職活動の状況を「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」に記入し、報告していただきます。

9 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 給付金決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「ぷらっとホーム世田谷」へ提出します。
- 当該書類及び添付書類により、支給中止となる中止基準額を超える収入が得られた場合には、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月分以降の家賃から給付金の支給が中止されます。

10 住居確保給付金額の変更について

原則として、住居確保給付金の受給期間中は給付金支給額の変更は行いませんが、以下の場合は給付金支給額の変更を行いますので、「ぷらっとホーム世田谷」で変更申請を受付けます。

- 受給期間中に家賃が変更された場合
- 「住居確保給付金額（P. 2）」に記載されている計算式により一部支給を受けている方で、収入減少により月収が単身世帯で8.4万円以下、2人世帯で13万円以下、3人世帯で17.2万円以下、4人世帯で21.4万円以下となった場合
- 貸主の責によらず転居せざるを得ない場合、又は「ぷらっとホーム世田谷」との相談の中で同自治体内での転居が適当だと判断され、転居の結果家賃額が変更となる場合

11 住居確保給付金を中止する場合があります

- 月2回以上の公共職業安定所での就職相談、月4回以上の「ぷらっとホーム世田谷」就労支援員等による面接等の支援、及び週1回（月4回）以上の求人先への応募又は面接等の就職活動を怠る方については、給付金が中止されることがあります。
- 「常用就職届」により、給付中止となる中止基準額（単身世帯の場合は8.4万円に家賃額（※）を加えた額、2人世帯の場合は13万円に家賃額（※）を加えた額、3人世帯の場合は17.2万円に家賃額（※）を加えた額）を超える月收入が得られた場合には、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月分以降の家賃から給付金を中止します。
- 住宅の貸主の責によらず住宅を退去した者については、退去した日の属する月の翌月分以降の家賃から給付金を中止します。
- 本給付金の支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

（※中止基準額を計算する場合の家賃額は、単身世帯では53,700円、2人世帯では64,000円、3人以上世帯では69,800円を上限とします。）

12 住居確保給付金を返還していただく場合があります

- 本給付金受給中に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、過支給分の全額又は一部について返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金も中止します。



お問い合わせ先

「ぷらっとホーム世田谷」

(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)

相談時間 午前9時～午後5時

月曜～金曜日(土日祝日、年末年始を除く)

住所 世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル6階

電話 03(5431)5355 ファックス 03(5431)5357

※ご来所の際には、事前に相談予約をお願いいたします。



アクセスマップ

